

第84回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日から2025年3月31日まで

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区明石町6番17号
当社5階会議室



目次

- 第84回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

ニッコンホールディングス株式会社

証券コード：9072

(証券コード9072)
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東 京 都 中 央 区 明 石 町 6 番 17 号
ニッコンホールディングス株式会社
代表取締役社長 黒 岩 正 勝

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第84回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nikkon-hd.co.jp/ir/stock/general_meeting_doc/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使
することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いた
だき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示の上、折り返しご送付くださるか、又はインターネットウェブサイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) より議決権をご行使くださるようお願い申しあげます。

本株主総会につきましては、開会から閉会までの状況をインターネットにてライブ中継いたします。詳
細は3頁をご覧ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区明石町6番17号
当社5階会議室 |

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第84期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

4. 議決権行使について

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nikkon-hd.co.jp/ir/stock/general_meeting_doc/)に掲載しておりますので、本書面には掲載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員が監査した書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「主要な事業所」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類
 - ④ 監査報告書
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主様へのお土産をご用意しておりません。



株主総会インターネット参加のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

1. 配信日時

- ◎ 2025年6月27日（金曜日） 午前10時から株主総会終了まで
※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。
※やむを得ない事情により、ライブ中継を配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

2. 視聴方法

- ◎ 視聴URL：<https://v.srdb.jp/9072/2025soukai/>
視聴URLにアクセスした後、下記ID・パスワードの入力をお願いいたします。

①ID：

②パスワード：

- ◎ インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。



3. インターネット参加にかかるご留意事項

- (1)本総会のライブ中継においては、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。したがって、本総会のライブ中継の視聴をもって、会社法上の株主総会への出席とは認められませんのでご了承ください。
議決権につきましては、4頁から6頁にてご案内の方法により事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- (2)ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- (3)ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- (4)ライブ中継の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの無断公開は固くお断りします。

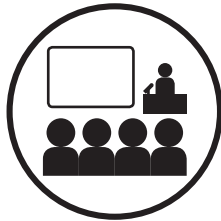
4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ◎ 株主総会当日に限りお問い合わせ窓口を設置いたします。ご不明点がある方は、下記にお問い合わせください。
0120-483-038（株主総会当日の午前9時から株主総会終了まで）

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席される場合

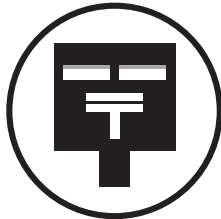


当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

■ 株主総会へのご出席をお控えいただく場合

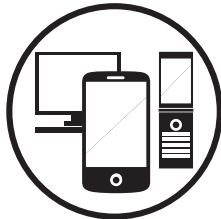


① 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分必着

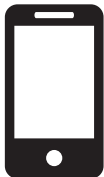


② インターネット等による議決権行使

後記のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

■ 当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年6月26日（木）
午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

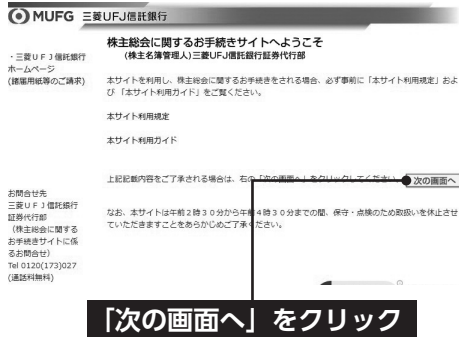
画面の案内に従って行使完了です。

ご注意事項

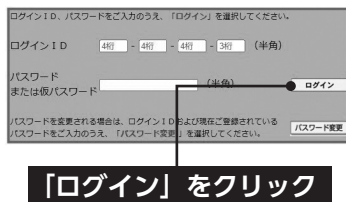
スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。ご不明な点等がございましたら次頁のヘルプデスクへお問い合わせください。議決権行使ウェブサイトは毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト アクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」及び「仮パス ワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン等をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）



0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8 名選任の件

当社の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、社外取締役を 2 名増員及び社内取締役を 1 名減員し、取締役 8 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会 出席回数
1	再任 黒岩まさかつ くろ いわ まさ かつ	男性	代表取締役社長 社長執行役員	14回/14回 100%
2	再任 おおおかせいじ おお おか せい じ	男性	代表取締役 専務執行役員	14回/14回 100%
3	再任 まつだやすのり まつ だ やす のり	男性	取締役 常務執行役員	14回/14回 100%
4	再任 もとはしひでひろ もと はし ひで ひろ	男性	取締役 執行役員	14回/14回 100%
5	再任 社外 独立 高麗あいこ こ ま あい こ	女性	社外取締役	14回/14回 100%
6	再任 社外 独立 おぎんりゅうたろう お ぎ せき りゅう た ろう	男性	社外取締役	14回/14回 100%
7	新任 社外 独立 こうだいちなり こう だ いち なり	男性	—	—
8	新任 社外 独立 クラーク グラニンジャー Clark Graninger	男性	—	—

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
1 再 任	くろ いわ まさ かつ 黒 岩 正 勝 (1951年2月2日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1973年 3 月 当社入社 1981年 9 月 当社鈴鹿センター営業所長 1986年 6 月 当社取締役 1989年 6 月 当社常務取締役 1994年11月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.社長 1999年 6 月 当社専務取締役 2003年 1 月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.会長兼社長 2009年 4 月 当社営業本部長 2009年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長 【取締役候補者とした理由】 黒岩正勝氏は、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、当社における海外を含めた豊富な業務経験を有し、社長執行役員として経営の指揮を執り、企業理念に基づく会社運営を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。 これらのことから、長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。	336,411株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
2 再 任	おお おか せい じ 大 岡 誠 司 (1960年6月30日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1983年 3 月 当社入社 1992年10月 当社狭山梱包センター営業所課長 1998年 8 月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.出向 2007年 6 月 当社KD梱包営業所長 2009年 7 月 当社梱包営業部長兼KD梱包営業所長 2011年 4 月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2011年 6 月 当社執行役員 2014年 1 月 当社梱包営業部長兼東京事業部長兼第五営業部長 2015年 9 月 当社執行役員退任 2015年10月 日本梱包運輸倉庫(株)執行役員 2016年 4 月 当社執行役員 2016年 6 月 当社取締役 執行役員 2016年 7 月 当社国内事業部長 2017年 6 月 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役 社長執行役員 2021年 4 月 当社取締役 専務執行役員 2021年 4 月 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役社長（現任） 2021年 6 月 当社代表取締役 専務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役社長	45,056株
【取締役候補者とした理由】 大岡誠司氏は、海外を含めた物流事業及び通関事業等に従事し、営業部長を歴任するなど、当社における豊富な業務経験と経営全般及び運営業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
3 再 任	まつ だ やす のり 泰 田 泰 典 (1959年3月9日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1982年 3 月 当社入社 1997年 11月 当社経理部次長 2000年 6 月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.出向 2007年 6 月 当社経理部長 2009年 10月 当社関係会社管理部長 2012年 4 月 当社執行役員 2012年 6 月 当社取締役 執行役員 2019年 4 月 当社法務部長 2019年 6 月 当社不動産事業部担当（現任） 2021年 4 月 当社取締役 常務執行役員（現任） 2023年 4 月 当社海外事業部長（現任） 2024年 4 月 当社法務部長（現任） 2024年 4 月 当社経理部担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 泰田泰典氏は、海外を含めた財務・経理関連業務に従事し、経理部長等を歴任するなど、当社における豊富な業務経験があり、管理・運営業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	64,404株
4 再 任	もと はし ひで ひろ 本 橋 秀 浩 (1965年1月14日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1988年 3 月 当社入社 2010年 7 月 当社岡山営業所長 2014年 6 月 当社人事部長兼情報管理部長 2015年 4 月 当社執行役員 2015年 4 月 当社勤労部長兼健康開発センター長 2015年 9 月 当社執行役員退任 2015年 10月 日本梱包運輸倉庫㈱執行役員 2020年 4 月 当社執行役員 2021年 6 月 当社取締役 執行役員（現任） 2021年 7 月 当社総務部管掌（現任） 2021年 7 月 当社グループ管理部長（現任） 2022年 12月 当社HR統括部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 本橋秀浩氏は、主に人事・情報管理関連業務に従事し、人事部長等を歴任するなど、当社における豊富な業務経験があり、管理・運営業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	28,551株

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
5	高 麗 愛 子 (1980年1月17日生)	2007年12月 弁護士登録（東京弁護士会） ルネス総合法律事務所入所 2019年 1 月 ルネス総合法律事務所パートナー弁護士（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ルネス総合法律事務所パートナー弁護士	3,370株
再 任	取締役会出席回数 開催14回/出席14回	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 高麗愛子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わり、専門的な知見並びに幅広い知識と経験を活かし、引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化やダイバーシティについての確な助言をしていただくとともに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことを期待しております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
社 外 独 立			

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
6 再 任 社 外 独 立	お ぜ き り ゅ う た ろ う 尾 関 竜 太 郎 (1959年8月8日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1982年 4 月 トヨタ自動車販売(株)（現トヨタ自動車(株)）入社 1996年 4 月 トヨタ自動車(株)退社 1996年 5 月 (株)尾関入社 取締役 経営企画室長 2000年12月 同社代表取締役専務 営業本部長 2002年12月 同社代表取締役社長（現任） 2003年 9 月 (株)ビュープランニング監査役（非常勤） 2008年 2 月 (株)ヤマトメタル監査役（非常勤） 2009年12月 同社取締役（非常勤）（現任） 2010年 5 月 (株)ビュープランニング取締役（非常勤） 2019年 7 月 東京薬業企業年金基金代議員（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） (株)尾関代表取締役社長 (株)ヤマトメタル取締役（非常勤） 東京薬業企業年金基金代議員	2,117株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 尾関竜太郎氏は、長年にわたり株式会社尾関の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営に対する助言や指導していただくとともに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことを期待しております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
7 新任 社外 独立	こうだ いちなり 神 田 一 成 (1962年12月1日生)	1985年 4 月 ㈱山口銀行入行 2006年10月 同行総合企画部（広島）副部長 2007年 4 月 同行市場営業部長 2010年12月 同行広島支店長 2012年 4 月 ㈱もみじ銀行取締役 2014年 6 月 同行常務取締役 2016年 6 月 同行専務取締役 2016年 6 月 ㈱山口フィナンシャルグループ取締役 2018年 6 月 ㈱山口銀行取締役頭取 2018年 6 月 ㈱山口フィナンシャルグループ常務取締役 2021年 6 月 山口ケーブルビジョン㈱取締役（非常勤）（現任） 2022年 6 月 ㈱山口銀行取締役会長（現任） 2023年 6 月 ワイエムアセットマネジメント㈱取締役（非常勤）（現任） 2023年 6 月 オールニッポン・アセットマネジメント㈱取締役（非常勤）（現任） （重要な兼職の状況） 山口ケーブルビジョン㈱取締役（非常勤） ㈱山口銀行取締役会長 ワイエムアセットマネジメント㈱取締役（非常勤） オールニッポン・アセットマネジメント㈱取締役（非常勤）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 神田一成氏は、長年にわたり国内金融機関において経営要職を歴任し、財務・ファイナンス分野に精通した専門家です。M&Aや成長投資に伴う資金調達戦略に関して豊富な経験を有しており、企業価値向上の観点から最適な資本構成や資本コストの管理に関する高い見識を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営に対する助言や指導していただくとともに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことを期待しております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化、さらに当社の資本コストの適正な管理と企業価値の持続的な向上に資するものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
8 新任 社外 独立	クラーク グラニンジャー Clark Graninger (1968年1月27日生)	1991年 9 月 日本シャフト(株)入社 1997年 6 月 シカゴ大学ビジネススクール卒業 1997年 7 月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社 2000年 6 月 (株)新生銀行入行、次長、クレジットトレーディングチーム長 2003年 9 月 (株)新生銀行専務執行役員法人部門長 2007年 2 月 (株)アプラス代表取締役社長 2009年11月 (株)新生銀行社長補佐 2011年 2 月 (株)あおぞら銀行営業執行役員個人営業部門長 2017年 8 月 WealthPark(株)常務取締役、最高ウェルスマネージメント責任者 2021年 6 月 WealthPark Capital(株)常務取締役（現任） 2022年 6 月 Reboot(株)Co-Founder代表取締役、COO/CFO（現任） 2023年 2 月 フジテック(株)社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） WealthPark Capital(株)常務取締役 Reboot(株)Co-Founder代表取締役、COO/CFO フジテック(株)社外取締役	ー株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 Clark Graninger氏は、金融業界で30年以上の業務経験を有し、日本の金融機関において要職を歴任してきた経営経験を有することに加え、現在は他の上場会社の独立社外取締役として、海外機関投資家を含む投資家との間のエンゲージメント活動等において主導的な役割を果たしております。 同氏の我が国金融業界での豊富な経験及びコーポレート・ファイナンスの知見は、資本効率性の改善の実施・検討を通じた当社の企業価値の持続的な向上に資するものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高麗愛子氏、尾関竜太郎氏、神田一成氏及びClark Graninger氏は、いずれも社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は、高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。また、神田一成氏及びClark Graninger氏が社外取締役に選任され就任した場合には、当社は、両氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 高麗愛子氏、尾関竜太郎氏、神田一成氏及びClark Graninger氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。また、過去に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承又は譲り受けた株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ② 高麗愛子氏、尾関竜太郎氏、神田一成氏及びClark Graninger氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
- ③ 高麗愛子氏、尾関竜太郎氏、神田一成氏及びClark Graninger氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者ではありません。
- ④ 高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって高麗愛子氏は4年、尾関竜太郎氏は3年となります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要
- 当社は、高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 神田一成氏及びClark Graninger氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められる

こととなります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

5. 当社は、2025年5月16日開催の取締役会において、本総会終了後、当社の不動産の保有・管理・運営方針の見直しを含む企業価値向上策について、客観性を担保しながら、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図る観点から議論・検証を行うことを目的として、当社の独立社外取締役のみで構成される特別委員会を設置することを決議しております。高麗愛子氏、尾関竜太郎氏、神田一成氏及びClark Graninger氏が本総会において選任された場合には、特別委員会の委員に就任することを予定しております。

【ご参考】取締役が有している専門性（スキルマトリックス）

長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし、取締役会が意思決定機能および経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル、及びその選定理由、並びに各取締役が有するスキルは、次のとおりです。

（１）スキル項目の選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	国内外で物流関連事業を幅広く展開する上場企業として、多様なステークホルダーの期待に応えるべく、取締役会において持続的成長に資する事業ポートフォリオマネジメントを行う企業経営スキルが求められます。
法務	コーポレート・ガバナンス体制を体系的に定め、法規を遵守しつつ積極的なマネジメントに取り組む当社は、取締役会においてその方針を決定し、監督を行う法務スキルが求められます。
会計	長期的な企業価値・株主価値の向上を目指し、新規事業投資やM&A等の成長投資を機動的かつ積極的に実行する当社は、取締役会において資本政策・財務戦略の適正を検討する財務会計スキルが求められます。
ファイナンス	企業の財務諸表を理解し、収益性や資本効率、財務健全性を分析する力を指します。資金調達やリスク管理に関する知識を活かし、持続的な企業価値の向上に寄与することが求められます。
投資	成長戦略に沿った投資判断や資本配分に関する知見を有し、M&Aや新規事業、設備投資などに関し、投資案件の評価・リスク分析・統合後の運用支援などを含め、中長期的な視点で企業価値の向上に繋げるスキルが求められます。
安全	物流企業として交通安全や労働環境の整備を最重要課題とする当社は、取締役会において「職場の安全」「交通事故防止」「高品質なサービス提供」を評価・検討するスキルが求められます。
国際性	当社は、中期経営計画において海外事業の拡大を成長ドライバーと位置づけており、取締役会において経営に関する重要な決定を行ううえで、国際性に関するスキルが求められます。
人事・人材開発	当社グループの人材育成や多様性の確保、社内環境整備に関する方針は、中長期的な視点で具体的に構築していく必要があります。取締役会は、人事・人材開発に関わる重要決定を行うためのスキルが求められます。
IT・DX	当社は、デジタルツールやAI・IoT技術を活用した物流サービスを通して、お客様や社会との共通価値の創造を目指しており、取締役会は、その方針決定においてIT・デジタルに関するスキルが求められます。
ESG	環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関し、特に気候変動対応、人権尊重、多様性推進、情報開示、ガバナンス強化などの観点から企業の持続可能性と社会的責任を両立するスキルが求められます。

(2) スキルマトリックス（本株主総会終了後の予定）

No.	氏名	地位	独立 社外	知見・専門性・経験										性別
				企業 経営	法務	財務・会計			安全	国際性	人事・ 人材 開発	I T・ DX	ESG	
						会計	ファイ ナンス	投資						
1	黒岩 正勝	代表取締役社長 社長執行役員		●	●	●			●	●	●			男性
2	大岡 誠司	取締役 専務執行役員		●	●				●	●	●	●	●	男性
3	忝田 泰典	取締役 常務執行役員		●	●	●	●	●		●			●	男性
4	本橋 秀浩	取締役 執行役員		●					●		●	●		男性
5	高麗 愛子	社外取締役	●		●								●	女性
6	尾関 竜太郎	社外取締役	●	●	●									男性
7	神田 一成	社外取締役	●			●	●	●						男性
8	Clark Graninger	社外取締役	●	●			●	●		●				男性
9	奥田 哲也	社外取締役 監査等委員	●		●				●	●		●		男性
10	川崎 秀樹	取締役 常勤監査等委員 選定監査等委員		●	●						●		●	男性
11	武田 佳奈子	社外取締役 監査等委員	●			●								女性

※No.1 から 8 まだが、本議案の候補者となります。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していただき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できることと考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断します。

1. 当社グループの主要な取引先（注）の業務執行者、又は当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
2. 直近の事業年度末において、当社の連結総資産の２％を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者
3. 直近３事業年度において、出資比率１０％以上を超える当社の主要株主、若しくは上位１０位以内の株主及び出資先の業務執行者
4. 直近３事業年度において、当社から平均して年間１,０００万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
5. 過去５年間に於いて、上記１.から４.に該当していた者
6. 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族
7. 通算の在籍期間が８年を超える者

（注）主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、その年間取引金額が直近３事業年度において、当社の連結売上又は相手方の連結売上の２％を超えるものをいう。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内とし、業績連動報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社は、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、本総会における第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」において社外取締役2名の増員及び社内取締役1名の減員を付議しております。つきましては、前回のご承認後の経済状況の変化や、経営環境の変化に伴う取締役の役割・責務の増大等も勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額4億円以内（うち社外取締役分年額6千万円以内とし、業績連動報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改定させていただきますたく存じます。

本議案は、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、当社の事業規模、報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案し、委員の過半数を社外取締役が占める報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。また、監査等委員会からも本議案の内容は相当である旨の意見表明を受けております。

第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち、社外取締役4名）となります。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績を背景とした設備投資が継続し、底堅く推移するインバウンド需要などが影響して緩やかな回復基調となりました。一方でウクライナや中東情勢を巡る地政学的不確実性の高まりや資源価格の高騰による物価高が賃金上昇に追いつかず、個人消費が低調に推移するなど、依然景気の先行きは不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、労働時間規制の影響によるドライバー不足、人件費・燃料費・車両や倉庫を含めた設備投資コストの上昇等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、主に栃木県宇都宮市、愛知県東海市、岩手県金ヶ崎町、群馬県太田市やタイ、インドネシア等に倉庫を新增設し、積極的な設備投資や営業活動を行ってきました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、業務量の回復やM&A効果などにより2,478億90百万円（前年同期比11.5%増）となりました。営業利益は、売上高の増加に伴い231億55百万円（前年同期比9.0%増）となりました。経常利益は、239億69百万円（前年同期比0.4%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、165億50百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【事業別の状況】

運送事業

貨物取扱量の回復やM&A効果などにより、売上高は1,179億63百万円（前年同期比17.5%増）となりました。営業利益は、増収効果などにより、63億14百万円（前年同期比13.1%増）となりました。

倉庫事業

国内外で継続的に行ってきた倉庫の新增設の効果等により保管貨物量が増加し、売上高は408億81百万円（前年同期比5.2%増）となりました。営業利益は、人件費や減価償却費の増加などもありましたが、85億58百万円（前年同期比2.8%増）となりました。

梱包事業

業務量の増加などにより、売上高は573億64百万円（前年同期比6.6%増）となりました。営業利益は、増収効果などにより42億48百万円（前年同期比28.0%増）となりました。

テスト事業

主に業務量の回復より、売上高は241億52百万円（前年同期比5.6%増）となりました。営業利益は、増収効果により39億89百万円（前年同期比19.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は275億56百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中の主な設備投資

- ア. 営業車両につきましては、34億63百万円の設備投資を実施しました。
- イ. 建物につきましては、169億42百万円の設備投資を実施しました。
- ウ. 土地につきましては、3億63百万円の設備投資を実施しました。
- エ. その他として建設仮勘定、機械装置等に、67億86百万円の設備投資を実施しました。

② 当連結会計年度末現在継続中の主な設備投資

三重県鈴鹿市、福岡県荻田町、栃木県さくら市、及びインドネシア国インドタイセイ工業団地に倉庫等を建設中であります。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、社債の償還資金として普通社債100億円を発行しました。

また、M&A及び自己株式取得資金として転換社債型新株予約権付社債220億円を発行、またM&A資金として178億円の借入を行いました。

(4) 他の会社の株式の取得

当社は2024年4月1日付で株式会社ミツバロジスティクスの株式を100%取得いたしました。

また、4月に当社の100%子会社として新たに設立したNK NORTH AMERICA INC.が5月20日付でSUPREME AUTO TRANSPORT, LLCの持分の75%を取得しました。

また2025年3月26日付で、中央紙器工業株式会社の株式約71.19%を金融商品取引法に基づく公開買付で取得し、傘下3社を含めて連結子会社化いたしました。

(5) 対処すべき課題

当事業年度の世界経済は、インフレの落ち着きや利下げを背景に底堅さを維持した一方、ウクライナ情勢や中東情勢は緊迫した状況が継続し、トランプ政権による関税の引上げなど不確実性が高まる状況となりました。国内では雇用・所得環境の改善やインバウンド需要等により国内消費に回復傾向がみられたほか、企業の設備投資拡大により緩やかな回復基調を維持しました。一方で、物流業界においては、コスト上昇や慢性的な人手不足に加え、乗務員への時間外労働上限規制による輸送能力のひっ迫など、厳しい状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは第13次中期経営計画の2年目を迎え、既存事業の深化・拡大に加え、3つの成長ドライバー「循環事業」「三温度帯事業」「海外事業」の拡大を継続して参りました。その具体的な実績は、海外ではインドネシアのブカシ県の新拠点、国内では自動化設備を備えた群馬県太田市、栃木県宇都宮市の倉庫、四輪事業を担う宮城県仙台市の拠点、陸・海・空のアクセス良好な愛知県東海市の拠点、空調設備を備えた岩手県金ケ崎町の新拠点の竣工であります。

また、事業拡大や機能面の拡充、新たな顧客基盤の獲得などを目的として、株式会社ニッコン両毛(旧株式会社ミツバロジスティクス)、中央紙器工業株式会社の株式を取得、また米国コロラド州のSUPREME AUTO TRANSPORT, LLCの持分を取得いたしました。

当社グループは、業界全体の課題である「人手不足の深刻化」に対し、働きやすい環境の整備や、性別・年代・国籍を問わない積極的な採用活動を行うとともに、自社開発したWMSなどのシステム化やAMR・AGF活用による自動化を進めて参ります。環境問題への対応としては、水銀灯の全廃やオンサイトPPAの導入拡大、21m・23mフルトレーラーの活用や環境配慮車の導入、モーダルシフトの推進を継続して参ります。中期経営計画の最終年度においても、ESGへの取り組みと新たな事業創造に注力し、物流を通じて国家、社会への貢献を果たして参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

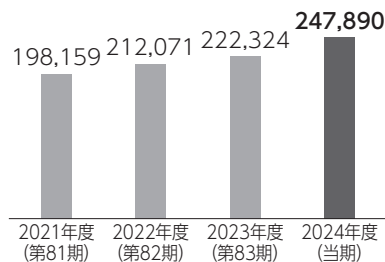
① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

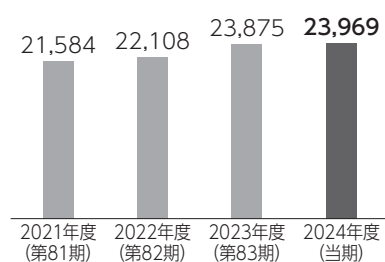
区 分	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期)	2024年度 (当 期)
売上高	198,159	212,071	222,324	247,890
経常利益	21,584	22,108	23,875	23,969
親会社株主に帰属する当期純利益	14,741	15,913	16,608	16,550
1株当たり当期純利益	112円20銭	123円31銭	130円49銭	133円99銭
総資産	339,475	360,748	388,446	428,759
純資産	219,035	229,399	246,445	249,679

(注) 当社は、当期中に株式の分割を行っており、「1株当たり当期純利益」は、第81期の期首に株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

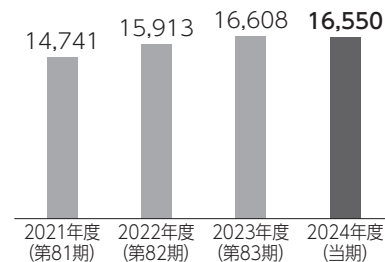
売上高 (百万円)



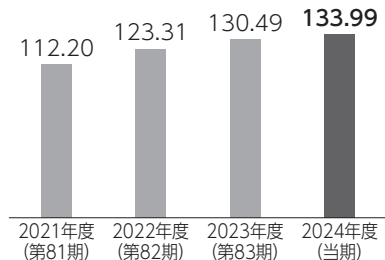
経常利益 (百万円)



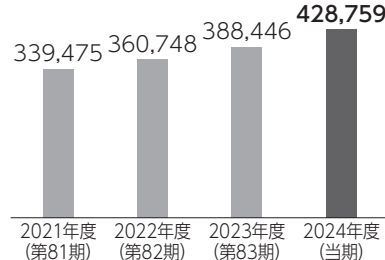
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



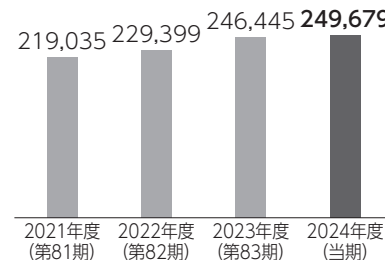
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



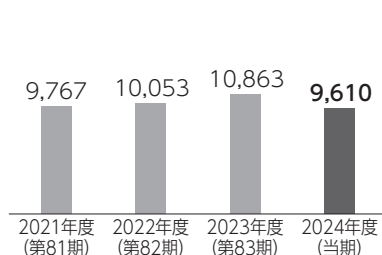
② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

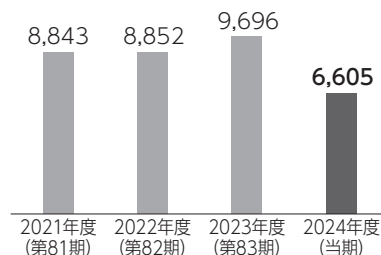
区 分	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期)	2024年度 (当 期)
営 業 収 益	9,767	10,053	10,863	9,610
経 常 利 益	8,843	8,852	9,696	6,605
当 期 純 利 益	8,425	8,378	9,159	6,403
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	64円13銭	64円92銭	71円97銭	51円84銭
総 資 産	214,252	231,160	247,467	266,548
純 資 産	123,712	124,413	130,254	114,797

(注) 当社は、当期中に株式の分割を行っており、「1株当たり当期純利益」は、第81期の期首に株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

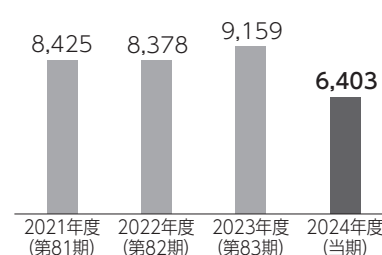
営業収益 (百万円)



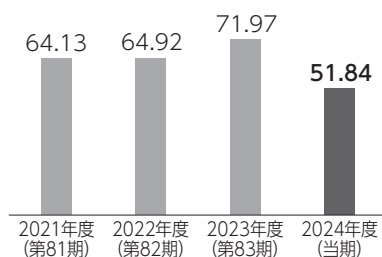
経常利益 (百万円)



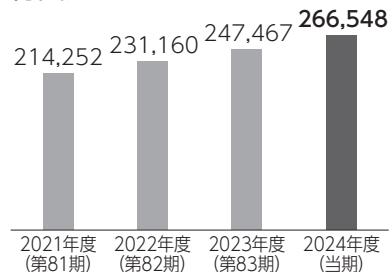
当期純利益 (百万円)



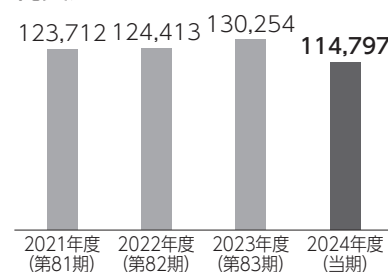
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主要な事業内容
日 本 梱 包 運 輸 倉 庫 株 式 会 社	500 百万円	100 %	運 送 事 業
株 式 会 社 日 本 陸 送	90	100	運 送 事 業
株 式 会 社 メ イ コ ン	48	100	倉 庫 事 業
日 本 運 輸 株 式 会 社	360	100	運 送 事 業
株式会社オートテックジャパン	40	100	テ ス ト 事 業
中 越 テ ッ ク 株 式 会 社	96	100	運 送 事 業
株 式 会 社 イ ト ー 急 行	80	100	運 送 事 業
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	17百万米ドル	100	梱 包 事 業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町6番17号	86,856百万円	266,548百万円

④ 企業結合の成果

前記の重要な子会社8社を含む連結子会社は59社、持分法適用会社は14社であります。当連結会計年度の連結売上高は2,478億90百万円（前年同期比11.5%増）、連結経常利益は239億69百万円（前年同期比0.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は165億50百万円（前年同期比0.4%減）であります。

(8) 主要な事業内容

運送事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械・出版物等の輸送

倉庫事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の保管

梱包事業……………流通加工・自動車部品等の納入代行・輸出梱包等の業務

テスト事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・農業用機械等のテスト

その他事業……………通関業・車両等の修理及び整備・石油製品の販売・損害保険代理業・不動産の売買、賃貸及びその仲介管理・廃棄物の処理及び収集・発電及び売電に関する事業

区 分	主 要 な 地 域
運 送 事 業	北海道、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、富山、愛知、三重、大阪、福岡、熊本、米国コロラド州
倉 庫 事 業	北海道、岩手、栃木、群馬、新潟、埼玉、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、福岡、宮崎
梱 包 事 業	群馬、埼玉、千葉、静岡、愛知、三重、熊本、米国オハイオ州
テ ス ト 事 業	栃木、静岡、三重
そ の 他 事 業	埼玉、東京、神奈川

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
	名	名
運 送 事 業	3,788	135 (増)
倉 庫 事 業	1,403	91 (増)
梱 包 事 業	5,061	66 (増)
テ ス ト 事 業	1,968	33 (増)
そ の 他 事 業	378	185 (増)
全 社 (共 通)	871	157 (増)
合 計	13,469	667 (増)

(注) 上記は、正規従業員の状況であります。

② 当社の従業員

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	29	5 (増)	42.47	14.53
女 性	15	2 (増)	41.15	9.49
合 計 又 は 平 均	44	7 (増)	42.02	12.81

(注) 上記は、正規従業員の状況であり、日本梱包運輸倉庫株式会社からの出向者が含まれております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	期 末 借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	28,300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,500
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	3,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(12) 主要な事業所

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都中央区

② 主要な連結子会社

会社名	事業所名	所在地
日本梱包運輸倉庫株式会社	本社	東京都中央区
株式会社日本陸送	本社	三重県鈴鹿市
株式会社メイコン	本社	愛知県小牧市
日本運輸株式会社	本社	群馬県大泉町
株式会社オートテックジャパン	本社	栃木県芳賀町
中越テック株式会社	本社	東京都江東区
株式会社イトー急行	本社	愛知県瀬戸市
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	本社	米国オハイオ州

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数304,000,000株
- (2) 発行済株式の総数126,479,784株(うち自己株式5,495,972株)
- (3) 株主数5,013名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	千株 20,994	% 17.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,819	10.59
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1	6,280	5.19
一般社団法人黒岩会	5,120	4.23
本田技研工業株式会社	4,898	4.04
Panicum Funding Ltd.	4,000	3.30
いすゞ自動車株式会社	3,385	2.79
J P モルガン証券株式会社	3,277	2.70
ニッコンホールディングス従業員持株会	2,561	2.11
日本生命保険相互会社	2542	2.10

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は株式報酬制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式98,400株は自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数(株)	交付対象者数(人)
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	-	-
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	-	-
監査等委員である取締役	-	-

(注) 当事業年度中に交付した株式はございません。

(6) 政策保有株式に関する方針および保有状況

当社は、物流事業を安定して継続するには長期的なパートナーの存在が不可欠と考えています。そのため、業務提携、取引の維持・強化等、相互の企業連携が高まることで、企業価値向上につながる企業の株式を、政策保有株式として保有することを基本方針としています。

政策保有株式については、保有に伴うリスクや資本コスト等を観点に、毎年取締役会において検証し、上記の政策保有目的に合致しなくなった株式につきましては、適宜・適切に縮減を進めてまいります。

その内、本田技研工業株式会社の株式につきましては、当社の創業以来、長年にわたり、輸送・保管・加工などのサービスを提供しており、テスト事業や国際業務も含め、当社の根幹をなす極めて重要な取引先となっており、当社の成長と企業価値の構築に貢献し続けております。

2025年3月31日現在、当社及び子会社における政策保有株式の保有銘柄数は、1年間で41銘柄から3銘柄を縮減し、38銘柄となっております。また時価は237億円となっており、当社連結純資産合計に対する比率は9.5%となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	黒 岩 正 勝	日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役会長
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	大 岡 誠 司	日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	忝 田 泰 典	法務部長、海外事業部長、経理部担当、不動産事業部担当
取 締 役 執 行 役 員	本 橋 秀 浩	グループ管理部長、HR統括部長、総務部管掌
取 締 役 執 行 役 員	山 田 起王威	営業企画室長、 GINZAコンサルティング(株)代表取締役社長、 NKインターナショナル(株)代表取締役社長
取 締 役	高 麗 愛 子	ルネス総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役	尾 関 竜太郎	(株)尾関代表取締役社長、(株)ヤマトメタル取締役(非常勤)、 東京葉業企業年金基金代議員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	奥 田 哲 也	一般財団法人運輸総合研究所専務理事
取 締 役 (常勤監査等委員)	川 崎 秀 樹	日本運輸(株)監査役、中越テック(株)監査役、(株)ニッコン北九監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	武 田 佳奈子	IAU税理士法人岩田事務所 税理士

- (注) 1. 取締役のうち、高麗愛子氏、尾関竜太郎氏、奥田哲也氏及び武田佳奈子氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役高麗愛子氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）武田佳奈子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、川崎秀樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	阿 邊 隆 司	国内事業部長、日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役 副社長執行役員、 (株)オートテックジャパン代表取締役会長、 エヌケイエンジニアリング(株)代表取締役社長、 (株)ニッコン九州代表取締役社長、(株)中国物流サービス代表取締役社長
執 行 役 員	嘉 屋 本 敦	M&A推進室長、総務部担当
執 行 役 員	柴 山 隆	(株)イトー急行代表取締役社長
執 行 役 員	西 村 敏 永	(株)日本陸送代表取締役社長、(株)テックサービス代表取締役社長
執 行 役 員	堀 居 左 敬	(株)メイコン代表取締役社長、(株)松久総合代表取締役社長
執 行 役 員	橋 本 澄 人	日本運輸(株)代表取締役社長
執 行 役 員	水 上 聡	(株)オートテックジャパン代表取締役社長
執 行 役 員	関 幸 俊	中越テック(株)代表取締役社長、札幌新聞輸送(株)代表取締役社長、 中越輸送(株)代表取締役社長、 トランスポートジャパン(株)代表取締役社長、
執 行 役 員	郡 司 大 祐	NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LTD.代表取締役社長
執 行 役 員	藤 咲 達 也	経営企画部担当
執 行 役 員	田 代 和 晃	NK PARTS INDUSTRIES, INC.社長、NK AMERICA, INC.社長、 NKP MEXICO, S.A. de C.V.取締役会長、 AUTO TECHNIC AMERICAS, INC.社長、 NK NORTH AMERICA INC.社長、 SUPREME AUTO TRANSPORT, LLC会長

6. 2024年6月1日付で下記のものが執行役員に就任しました。
藤咲 達也 執行役員
7. 2024年7月1日付で下記のものが執行役員に就任しました。
田代 和晃 執行役員
8. 2024年5月31日付で下記のものが執行役員を退任しました。
松島 孝之 執行役員
9. 2024年6月30日付で下記のものが執行役員を退任しました。
水町 靖之 執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

当社の取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与及び株式報酬により構成されております。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

イ. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

- ・ 当社の取締役の固定報酬は月額報酬で構成されております。
- ・ 常勤、非常勤により支給内容、金額の配分を明確にしております。
- ・ 月額固定報酬は前回の改定から2年を経過した取締役（社外取締役を除く。）について、物価上昇率を勘案して決定しております。

ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である役員賞与に係る指標は、将来の投資や株主還元の出発点となる指標である「親会社

株主に帰属する当期純利益」としており、その配分は一定割合を目途に株主総会終了後に支給しております。

非金銭報酬は、株式給付信託を用いた業績連動型株式報酬を制定しております。これは、役位及び取締役会によって決定される各事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」の中期経営計画目標値の達成度等に応じて算出されたポイントに相当する株式等を退任時に支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当事業年度の当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」は16,550百万円でした。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬、株式報酬のウェイトが高まる構成としております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内とし、業績連動報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。なお、第77回定時株主総会が終結した時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、9名（うち社外取締役2名）です。

また、株式報酬は、2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において、上記とは別枠として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、1事業年度あたり27,000ポイント（2024年10月1日付けの株式分割により、1ポイント＝2株）、40百万円以内をそれぞれ上限とした株式給付信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入することについて決議されております。なお、第80回定時株主総会が終結した時点での取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額72百万円以内と決議されており、監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。なお、第77回定時株主総会が終結した時点での監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。

当社は、2020年1月10日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会の設置を決議いたしました。報酬委員会は委員3名以上で構成し、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数は独立社外取締役としております。2020年4月1日開始の事業年度から当社の取締役の個人別の報酬等については、取締役会からの諮問に基づき、任意の報酬委員会での協議を経て取締役会での決議により決定いたします。

② 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	189 (9)	107 (9)	55 (－)	27 (－)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	23 (9)	23 (9)	－	－	5 (3)

(注) 1. 上記業績連動報酬は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）5名に対する当事業年度に係る取締役賞与支給見込額55百万円を計上しております。

2. 上記非金銭報酬等は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）5名に対する株式報酬制度の当事業年度に係る費用27百万円を計上しております。

3. 上記報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額12百万円を支払っております。

(5) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	他 の 法 人 等 の 重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 麗 愛 子	ルネス総合法律事務所パートナー弁護士	当事業年度開催の取締役会14回中全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておりました。委員会の委員としては、任意の報酬委員会及びサステナビリティ委員会の委員長を務め、報酬委員会では当事業年度に開催された委員会2回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。またサステナビリティ委員会では事業年度に開催された委員会4回に出席し、サステナビリティ全般に関する経営方針、経営目標、取り組み等における監督機能を主導しております。

区 分	氏 名	他 の 法 人 等 の 重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
取 締 役	尾 関 竜太郎	(株)尾関代表取締役社長 (株)ヤマトメタル取締役 (非常勤) 東京葉業企業年金基金 代議員	当事業年度開催の取締役会14回中全てに出席し、経験豊富な会社の経営者としての見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておりました。また、任意の指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を主導しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	奥 田 哲 也	一般財団法人運輸総合研究 所専務理事	当事業年度開催の取締役会14回中全て、監査等委員会14回中全てに出席し、中央省庁要職時に培った豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておりました。また、任意の指名委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	武 田 佳奈子	IAU税理士法人岩田事務所 税理士	取締役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会10回中すべて、また監査等委員会10回中すべて出席し、税理士としての専門的な知識及び経験から、適宜発言を行っておりました。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

- (注) 1. 取締役高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。
2. 取締役(監査等委員)奥田哲也氏及び武田佳奈子氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

① 剰余金の配当について

剰余金の配当につきましては、年間配当額は原則として前年実績から減配をせず、配当の維持もしくは増配を行うことを基本方針とする累進配当を維持しつつ、従来の配当性向40%以上を目途に変えて、2026年3月期からは、DOE(株主資本配当率)4%以上を目途にすることに変更いたしました。

② 内部留保について

内部留保につきましては、取引先のニーズに応えるための物流施設の投資、情報化投資及び財務体質強化資金等に充てることとしております。

③ 自己株式の取得について

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を実行できるよう必要に応じて実施することとしております。

当事業年度の配当は、2024年9月30日権利確定の中間配当として1株当たり54円を実施いたしました。2025年3月31日権利確定の期末配当は1株当たり27円（支払い開始予定日2025年6月13日）として2025年5月9日の取締役会で決議致しました。

当社は2024年10月1日を効力発生日として1株を2株の割合で株式分割を行っており、株式分割を考慮しない場合の2025年3月期の1株当たり期末年間配当金は108円となります。

6. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		2011年度新株予約権	2012年度新株予約権
発行決議日		2011年6月29日	2012年7月13日
新株予約権の数		205個	183個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 41,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 36,600株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2011年7月20日から 2046年7月19日まで	2012年7月31日から 2047年7月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 205個 目的となる株式数 41,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 183個 目的となる株式数 36,600株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2013年度新株予約権	2014年度新株予約権
発 行 決 議 日		2013年6月27日	2014年6月27日
新 株 予 約 権 の 数		122個	106個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,400株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 21,200株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2013年7月23日から 2048年7月22日まで	2014年7月23日から 2049年7月22日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 122個 目的となる株式数 24,400株 保有者数 3名	新株予約権の数 106個 目的となる株式数 21,200株 保有者数 3名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2015年度新株予約権	2016年度新株予約権
発 行 決 議 日		2015年6月29日	2016年6月29日
新 株 予 約 権 の 数		81個	105個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 16,200株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2015年7月28日から 2050年7月27日まで	2016年7月22日から 2051年7月21日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監 査 等 委 員 及 び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 81個 目的となる株式数 16,200株 保有者数 3名	新株予約権の数 105個 目的となる株式数 21,000株 保有者数 3名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2017年度新株予約権	2018年度新株予約権
発 行 決 議 日		2017年6月29日	2018年6月28日
新 株 予 約 権 の 数		82個	69個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 16,400株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 13,800株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2017年7月22日から 2052年7月21日まで	2018年7月21日から 2053年7月20日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 及 び 社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 82個 目的となる株式数 16,400株 保有者数 3名	新株予約権の数 69個 目的となる株式数 13,800株 保有者数 3名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日に当たるときには翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1.にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

7. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	153百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	23百万円
③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	199百万円

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。また、②の金額には社債発行に係るコンフォートレター業務の報酬の額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 責任限定契約の内容

当社と会計監査人との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、職務遂行状況などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確認できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

8. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

ニッコンホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びその子会社（以下、「ニッコンホールディングスグループ」という。）における業務の適正を確保するため、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

内部統制システム構築に関する基本方針

- 1 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号）
監査等委員会の職務の執行のために必要となる使用人（以下「補助使用人」という。）を置く。
- 2 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（同項第2号）
 - (1) 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する範囲内において、監査等委員である取締役の指揮命令に従う。
 - (2) 補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
- 3 監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同項第3号）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役の補助使用人に対する指揮命令を不当に制限しない。
- 4 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（同項第4号）
 - (1) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。
 - (2) 監査等委員である取締役に定期的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
 - i 経営・事業の遂行状況、財務状況
 - ii 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む。）
 - iii リスク及びリスク管理の状況
 - iv コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - (3) 監査等委員である取締役に臨時的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
 - i 会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実
 - ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - iii 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv 当局検査、外部監査の結果

- v 当局から受けた行政処分等
- vi 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定（改廃）
- vii 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等
- viii 社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実
- ix その他、監査等委員である取締役又は監査等委員会が必要に応じて報告を求める事項

5 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同項第5号）

監査等委員会に前項に規定する報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役及び使用人等に対する人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。（同項第5号）

6 取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（同項第6号）

当社は監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。

7 その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同項第7号）

- (1) 代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等委員である取締役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を活用することができるよう、体制と環境を整備する。

8 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号ハ前段）

- (1) 取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。
- (2) 当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
- (3) 当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、グループ管理部及び各部門の

責任者を中心に運営する。

(4) コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。

(5) 法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。

9 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

(1) 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程（文書・情報の保管・管理に関する諸規程）を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。

(2) 上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。

10 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制（同項第2号、同項第5号ロ）

(1) 当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。

(2) 当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。

(3) リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性をもち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。

(4) ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。

(5) リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役会に報告する。

11 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同項第3号）

(1) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。

(2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。

(3) ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- 12 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同項第4号、同項第5号二）
- (1) ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、2007年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。
 - (2) 当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン（社内外からの通報制度）」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。
 - (3) 内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。
- 13 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（同項第5号）
- (1) 当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上、「関係会社規程」に基づき、子会社の業務等を管理する体制とする。
 - (2) 子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役役に報告する。
 - (3) 子会社は、当社の内部監査部門及び監査等委員である取締役の監査の対象とする。
 - (4) 当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。
 - (5) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。

14 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部門を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社及び子会社においては、社会的責任を果たし、持続的成長の妨げとなる全ての事象を対象にリスクを管理するとともに、法令や社会的規範、倫理行動規範を含む社内規則を遵守し、適正な業務遂行を図ることで、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、リスク管理委員会・コンプライアンス推進委員会等の各委員会体制を整備しています。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行の適正性を高め、ガバナンスを強化するために、

2019年12月に関係会社規程を改定し、運用しています。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は14回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が4名在籍しました。その他、監査等委員会は14回、経営戦略会議は12回、コンプライアンス推進委員会は4回、リスク管理委員会は4回、サステナビリティ委員会は4回、指名委員会は1回、報酬委員会は2回開催しました。

② 監査等委員である取締役の職務の遂行について

ア. 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行うとともに当社の取締役、執行役員、及び当社の主な子会社の取締役から職務の執行状況を受け、必要に応じ説明を求めました。

イ. 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換を実施しました。

ウ. 監査等委員会は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合の実施と、被監査部門へ合同で監査を実施しました。

③ 主な教育・研修の実施状況について

当社及び子会社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するために、当社の倫理・行動規範「ニッコンホールディングスグループ基本理念」「ニッコンホールディングスグループ行動指針」とマニュアル等に基づき、主に、環境、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、及び財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しました。

④ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社及び子会社を含め、業務監査を実施しました。

⑤ 内部統制と情報伝達を容易にする体制について

会社内外から情報を得る仕組みとして、「コンプライアンス ホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員及び従業員が情報提供・相談できる体制を構築しています。

⑥ 財務報告に係る内部統制について

当事業年度における当社及び子会社の全社統制、決算処理統制、IT統制、業務処理統制の整備と運用状況の評価を実施し、開示すべき重要な不備は存在しないことを確認しました。

⑦ 反社会的勢力排除について

当社及び子会社において、お取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	428,759	(負 債 の 部)	179,080
流 動 資 産	87,015	流 動 負 債	76,641
現 金 及 び 預 金	36,784	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,223
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	37,079	電 子 記 録 債 務	4,296
電 子 記 録 債 権	6,302	短 期 借 入 金	20,466
商 品 及 び 製 品	153	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	778	リ ー ス 債 務	112
そ の 他	5,944	未 払 法 人 税 等	4,779
貸 倒 引 当 金	△27	賞 与 引 当 金	4,984
固 定 資 産	341,744	役 員 賞 与 引 当 金	249
有 形 固 定 資 産	272,162	設 備 関 係 支 払 手 形	51
建 物 及 び 構 築 物	126,131	営 業 外 電 子 記 録 債 務	4,542
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13,625	そ の 他	15,934
工 具、器 具 及 び 備 品	2,297	固 定 負 債	102,439
土 地	121,851	社 債	40,000
リ ー ス 資 産	300	転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債	22,105
建 設 仮 勘 定	7,956	長 期 借 入 金	25,743
無 形 固 定 資 産	29,563	リ ー ス 債 務	214
顧 客 関 連 資 産	13,495	繰 延 税 金 負 債	6,813
の れ ん	12,167	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,196
そ の 他	3,900	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	556
投 資 そ の 他 の 資 産	40,017	そ の 他 の 引 当 金	14
投 資 有 価 証 券	28,031	そ の 他	1,794
長 期 貸 付 金	30	(純 資 産 の 部)	249,679
繰 延 税 金 資 産	4,273	株 主 資 本	221,280
退 職 給 付 に 係 る 資 産	655	資 本 金	11,316
そ の 他	7,065	資 本 剰 余 金	12,499
貸 倒 引 当 金	△38	利 益 剰 余 金	207,939
		自 己 株 式	△10,473
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	20,346
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,332
		為 替 換 算 調 整 勘 定	7,039
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	975
		新 株 予 約 権	152
		非 支 配 株 主 持 分	7,898
資 産 合 計	428,759	負 債 純 資 産 合 計	428,759

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書
(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			247,890
売上原価			209,086
売上総利益			38,803
販売費及び一般管理費			15,648
営業外収益			23,155
受取利息		192	
受取配当金		1,202	
受取賃貸料		79	
持分法による投資利益		572	
助成金収入		297	
受取補償金		21	
雑収入		493	2,859
営業外費用			
支払利息		447	
雑替差		1,253	
雑支出		344	2,045
経常利益			23,969
特別利益			
固定資産売却益		158	
投資有価証券売却益		30	188
特別損失			
固定資産売却損		17	
固定資産除却損		1	18
税金等調整前当期純利益			24,140
法人税、住民税及び事業税		7,977	
法人税等調整額		△647	7,329
当期純利益			16,810
非支配株主に帰属する当期純利益			260
親会社株主に帰属する当期純利益			16,550

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,316	12,332	198,226	△552	221,322
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,835		△6,835
親会社株主に帰属する当期純利益			16,550		16,550
自己株式の取得				△10,001	△10,001
自己株式の処分		166	△1	10	174
持分法適用会社が保有する親会社株式の増減				69	69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計		166	9,712	△9,921	△42
当 期 末 残 高	11,316	12,499	207,939	△10,473	221,280

(単位：百万円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	17,477	6,289	849	24,616	161	344	246,445
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△6,835
親会社株主に帰属する当期純利益							16,550
自己株式の取得							△10,001
自己株式の処分							174
持分法適用会社が保有する親会社株式の増減							69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,145	750	126	△4,269	△8	7,553	3,276
当 期 変 動 額 合 計	△5,145	750	126	△4,269	△8	7,553	3,234
当 期 末 残 高	12,332	7,039	975	20,346	152	7,898	249,679

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社は59社であり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

日 本 梱 包 運 輸 倉 庫 (株)
(株) 日 本 陸 送
(株) メ イ コ ン
日 本 運 輸 (株)
(株)オートテックジャパン
中 越 テ ッ ク (株)
(株) イ ト ー 急 行
NK PARTS INDUSTRIES, INC.

NK NORTH AMERICA, INC.を設立したことにより、また、SUPREME AUTO TRANSPORT, LLC及びSUPREME EQUIPMENT COMPANY, LLCの持分を75%取得したことにより、また、中央紙器工業(株)の株式71.19%を取得したことにより、同社及びその子会社3社を連結子会社としております。

- ② 非連結子会社は、(株)セフテック他20社であります。

非連結子会社は総資産・売上高・当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外したものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

「非連結子会社」11社及び「関連会社」富田一日梱儲運（広州）有限公司及び日本陸送(株)に対する投資については、持分法を適用しております。また、中央紙器工業(株)の株式の71.19%を取得したことにより、MC PACK (MALAYSIA) SDN. BHD.を持分法適用会社としております。

なお、「非 連 結 子 会 社」NKV LOGISTICS LTD.、KOLAR LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、TAPUKARA LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、NIPPON KONPO VIETNAM REAL ESTATE CO., LTD.、PT. NK INDO LOGISTIK、PT. NKI GUDANG KEMAS、NIPPON KONPO (MALAYSIA) SDN. BHD.、NKM LOGISTICS SDN. BHD.、築地リアルエステート(株)、(株)太田国際貨物ターミナル及び「関連会社」S&Nロジスティクス(株)、広州東風日梱物流有限公司については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日梱物流（中国）有限公司、日梱重慶物流有限公司、NKP MEXICO, S.A. de C.V.、NK LOGISTICA MEXICO, S.A. de C.V.、NK NORTH AMERICA, INC.、SUPREME AUTO TRANSPORT, LLC 及びSUPREME EQUIPMENT COMPANY, LLCの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

ア. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

b. デリバティブ

時価法

c. 運用目的の金銭の信託

時価法

d. 棚卸資産

原材料……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く。）

主として定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具、器具及び備品 3～20年

b. 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年

のれん 5～7年

顧客関連資産 5～16年

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- c. 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- d. 役員退職慰労引当金 …………… 一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

a. 運送事業

運送事業については顧客からの依頼に基づき貨物輸送を実施することを履行義務として識別しております。主として貨物の運送開始時から貨物の到着又は受取人の検収までの貨物輸送サービスの提供に伴って履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

b. 倉庫事業

倉庫事業については顧客からの依頼に基づき保管及び入出庫業務を提供することを履行義務として識別しております。契約に則り定められた保管業務、及び保管貨物に係る入出庫業務について顧客から要請されたサービスの提供が完了した時点においてそれら契約の履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

c. 梱包事業

梱包事業については貨物の包装業務や物流現場における作業を提供することを履行義務として識別しております。顧客の指示に基づいて依頼された作業が完了した時点において履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

d. テスト事業

テスト事業については主に輸送機器に関連するテスト業務を実施しており、一定期間の作業を通じてアウトプットされる成果を提供することを履行義務として識別しております。当該サービスは受注した案件が一定期間にわたって実施されることから、作業の進捗度に基づき履行義務が充足されると判断し、収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、いずれの事業におきましても履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3か月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生額について発生年度に費用処理することとしております。

b. 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象……借入金及び売掛金

3) ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

4) ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、のれん2百万円を「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「のれん」12,167百万円として表示しております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当該事業年度に認識した収益を主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項は下記のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	連結計算書 類計上額
	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	計				
売上高									
自動車	43,630	10,038	26,998	23,588	104,255	583	104,838	-	104,838
自動車部品	24,939	11,508	11,662	508	48,619	1,424	50,043	-	50,043
住宅	16,178	3,460	8,001	-	27,639	149	27,789	-	27,789
農機	4,456	1,913	970	30	7,371	81	7,452	-	7,452
食品・飲料	1,826	2,495	817	-	5,139	14	5,153	-	5,153
新聞・出版物	4,698	0	-	-	4,698	-	4,698	-	4,698
その他	22,223	10,829	8,914	24	42,001	4,025	46,027	-	46,027
顧客との契約 から生じる収益	117,963	40,245	57,364	24,152	239,726	6,277	246,003	-	246,003
その他の収益	-	635	-	-	635	1,250	1,886	-	1,886
外部顧客への 売上高	117,963	40,881	57,364	24,152	240,362	7,527	247,890	-	247,890
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	409	301	532	16	1,259	2,526	3,785	△3,785	-
計	118,373	41,182	57,896	24,168	241,621	10,054	251,675	△3,785	247,890

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通関事業及び自動車の修理事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するために基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	272,162
無形固定資産	29,563

当連結会計年度においては、倉庫事業、梱包事業及びテスト事業の一部の事業拠点において、継続した営業損益のマイナスまたは市場価格の著しい下落により減損の兆候が認められました。そのため、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額を算出しましたが、いずれの事業拠点も帳簿価額を上回ったことから減損損失を認識しておりません。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各事業拠点が所有する固定資産について、他の資産又は資産のグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、次年度の予算及び事業計画を基礎としており、新規受注の獲得見込を含む売上高の増加に一定の仮定をおいて見積もっております。これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) SUPREME AUTO TRANSPORT, LLCの「のれん」及び「顧客関連資産」の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	3,537
顧客関連資産	13,495

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

SUPREME AUTO TRANSPORT, LLC（以下、SPMA社）の持分の取得価額を決定するにあたり、外部の専門家を利用し、類似企業の企業価値の内容を参照の上でSPMA社の直近の実績利益を用いて価値算出をしております。また、当社は外部の専門家を利用して取得原価の配分を行っており、識別された無形固定資産の時価を当該資産から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて測定しております。将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画には、今後も売上高が継続的に成長するという主要な仮定を含んでおります。

「のれん」及び「顧客関連資産」については、取得時におけるSPMA社の事業計画の達成状況等に基づき減損の兆候の有無を検討しております。「のれん」及び「顧客関連資産」を含む資産グループにて減損の兆候を識別した場合、事業計画を基に割引前将来キャッシュ・フローを算定し、帳簿価格と比較して減損損失の認識を判定します。当連結会計年度末において減損の兆候はないと判断しておりますが、将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 中央紙器工業株式会社の「のれん」の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	8,172

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

2025年3月に子会社化した中央紙器工業株式会社（以下、中央紙器工業社）について当連結会計年度末において「のれん」を暫定計上しています。当該「のれん」は株式取得価額と持分純資産の差額として算定され、当該取得価額は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて測定しております。当該事業計画には、今後も売上高が継続的に成長するという主要な仮定を含んでおります。

「のれん」は取得時における中央紙器工業社の事業計画の達成状況等に基づき減損の兆候の有無を検討しております。「のれん」を含む資産グループにて減損の兆候を識別した場合、事業計画を基に割引前将来キャッシュ・フローを算定し、帳簿価格と比較して減損損失の認識を判定します。当連結会計年度末において減損の兆候はないと判断しておりますが、将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 207,777百万円

(2) 流動化による売掛債権譲渡高

売掛債権譲渡高 2,441百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	増	加	減	少	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	63,239,892	63,239,892		-		126,479,784

(注) 2024年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普 通 株 式	3,471	50	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年11月8日 取締役会	普 通 株 式	3,364	54	2024年9月30日	2024年12月12日

(注) 2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額(円)」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,266	27	2025年3月31日	2025年6月13日

(3) 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 215,000株

(注) 2024年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として行っており、投機目的には行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4か月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあります。

営業外債務である設備関係支払手形、営業外電子記録債務は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、事業部及び営業所において取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用規程に従って格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブについては、信用リスクを軽減するため格付の高い発行体に限定して取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対し、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、運用規程に基づき担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスクの管理）

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	24,129	24,129	-
資産計	24,129	24,129	-
(2) 社 債	40,000	39,935	△64
(3) 転換社債型新株予約権付社債	22,105	29,645	7,539
(4) 長期借入金	25,743	25,701	△41
負債計	87,848	95,282	7,434

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「設備関係支払手形」、「営業外電子記録債務」これらは現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,901

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	23,816	-	-	23,816
公社債投資信託	312	-	-	312
資産計	24,129	-	-	24,129

② 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	39,935	-	39,935
転換社債型新株予約 権付社債	-	29,645	-	29,645
長期借入金	-	25,701	-	25,701
負債計	-	95,282	-	95,282

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

a. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

b. 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の発行期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

c. 転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

d. 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸物流施設、賃貸商業施設や賃貸オフィスビル等を有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
賃貸等不動産	22,789	28,022
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	10,222	10,740

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づき算定した金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,998円82銭

1株当たり当期純利益金額 133円99銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 123円25銭

(注) 1. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、1株を2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	16,550
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	16,550
普通株式の期中平均株式数（千株）	123,514
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	△3
（うち、社債発行差金の償却額（税額相当額控除後）（百万円））	(△3)
普通株式増加数（千株）	10,743
（うち 新株予約権（千株））	(216)
（うち転換社債型新株予約権付社債）（千株）	(10,526)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-

11. その他の注記事項

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) SUPREME AUTO TRANSPORT, LLC

当社は、2024年4月16日米国の自動車陸送企業である SUPREME AUTO TRANSPORT, LLC (以下「SPMA社」といいます。)の全持分の内、75%を取得することについて既存出資者との間で合意し持分譲渡契約を締結しました。

契約締結に基づき、当社が新たに米国に設立したNK North America, Inc. (以下「NKNA社」といいます。)が、5月20日に現金を対価としてSPMA社の持分を75%取得し、同社を同日付で連結子会社としました。

① 企業結合の概要

a. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 SUPREME AUTO TRANSPORT, LLC

事業の内容 自動車完成車輸送事業

b. 企業結合を行った主な理由

SPMA社は、2000年に設立以来、完成車輸送サービスをコアとする事業により、一貫して米国内のトラックやトレーラによる自動車完成車輸送事業の知見と実績を積み上げてきた企業であります。

一方、当社は、自動車メーカーを中心に梱包・運輸・倉庫をはじめとした総合一貫物流事業を展開しており、完成車輸送におきましては、創業以来の主要な事業であります。

米国における同事業の展開は、当社の13次中期経営計画で示しました『海外事業の拡大』という目的に合致しており、親和性の高い事業拡大を通じ、国内外における既存事業とのシナジー効果とグループ内企業の活性化を図るものです。

c. 企業結合日

2024年5月20日

d. 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

e. 結合後企業の名称

変更はありません。

f. 取得した議決権の比率

75%

② 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年12月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	111百万ドル
取得原価		111百万ドル

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 695百万円

⑤ 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん

25百万ドル

b. 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

c. 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

⑥ のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類ならびに償却期間

顧客関連資産 89百万ドル

償却期間 5～16年

⑦ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	19百万ドル
固定資産	19百万ドル
資産合計	38百万ドル

流動負債	7百万ドル
固定負債	7百万ドル
負債合計	15百万ドル

(2) 中央紙器工業株式会社

当社は、2025年3月26日に中央紙器工業株式会社（以下、中央紙器工業社）の議決権のある株式約71.19%を金融商品取引法に基づく公開買付（以下、本公開買付けという。）により取得し、中央紙器工業社及び傘下3社を連結子会社としております。

① 企業結合の概要

a. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 中央紙器工業株式会社

事業の内容 段ボール製品を中心とした各種包装材の製造販売

b. 企業結合を行った主な理由

当社は、2023年4月より第13次中期経営計画をスタートさせております。

中央紙器工業社がもつトヨタ自動車グループを中心とする顧客基盤と当社グループのもつ自動車・産業機械業界内の他顧客に強い顧客基盤でのクロスセル、また当社の広範な地理的ネットワークを活用することによって中央紙器工業社の販売活動における地理的制約で中央紙器工業社製品を販売することができなかった地域における中央紙器工業社製品の拡充等が期待できます。

本公開買付けは当社の第13次中期経営計画のクロスセル戦略に合致するものであり、当社グループとのシナジーを通じて中央紙器工業社が行う事業も更なる成長を実現できるものと考え決議しました。

c. 企業結合日

2025年3月26日

d. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

e. 結合後企業の名称

変更はありません。

f. 取得した議決権の比率

71.19%

② 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	17,800百万円
-------	----	-----------

取得原価	17,800百万円
------	-----------

なお、取得の対価の一部が未確定であるため、暫定的な金額であります。

③ 主要な取得関連費用の内容及び金額（概算）

アドバイザー費用等	341百万円
-----------	--------

④ 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額

8,172百万円

なお、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していない為、のれんの金額は暫定的に算定された金額です。

b. 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

c. 償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

⑤ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	10,899百万円
固定資産	4,336百万円
資産合計	15,236百万円

流動負債	1,148百万円
固定負債	808百万円
負債合計	1,957百万円

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	266,548	(負 債 の 部)	151,750
流 動 資 産	41,606	流 動 負 債	58,952
現 金 及 び 預 金	12,771	電 子 記 録 債 務	852
売 掛 金	976	短 期 借 入 金	17,800
短 期 貸 付 金	27,190	1年内返済予定の長期借入金	2,000
そ の 他	668	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
固 定 資 産	224,941	未 払 金	284
有 形 固 定 資 産	37,705	未 払 法 人 税 等	51
建 物	13,070	預 り 金	27,658
構 築 物	549	賞 与 引 当 金	42
機 械 及 び 装 置	290	役 員 賞 与 引 当 金	58
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	204
工 具、器 具 及 び 備 品	30	固 定 負 債	92,798
土 地	23,707	社 債	40,000
建 設 仮 勘 定	56	転換社債型新株予約権付社債	22,105
無 形 固 定 資 産	1	長 期 借 入 金	25,000
投 資 そ の 他 の 資 産	187,235	繰 延 税 金 負 債	5,017
投 資 有 価 証 券	21,769	執行役員退職慰労引当金	14
関 係 会 社 株 式	118,239	そ の 他	660
関 係 会 社 出 資 金	3,787	(純 資 産 の 部)	114,797
長 期 貸 付 金	43,419	株 主 資 本	102,492
そ の 他	18	資 本 金	11,316
		資 本 剰 余 金	11,582
		資 本 準 備 金	11,582
		利 益 剰 余 金	90,067
		利 益 準 備 金	1,426
		そ の 他 利 益 剰 余 金	88,641
		配 当 準 備 積 立 金	50
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	14
		別 途 積 立 金	92,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△3,422
		自 己 株 式	△10,473
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,152
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,152
		新 株 予 約 権	152
資 産 合 計	266,548	負 債 純 資 産 合 計	266,548

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金 額					
営 営 営 販 営 営 受 有 受 雑 営 支 社 社 為 雑 経 特 固 投 特 固 税 法 法 当	業		収	益		0 37 1,019 27 160 215 187 1,091 9 50 29 5 280 △4	9,610				
	業		原	価			1,213				
	業	総	利	益			8,397				
	販	費	及	一	般		管	理	費	1,211	
	営	業	外	収	益			7,186			
	受		取	利	息						
	有	価	証	券	利		息				
	受	取	配	当	金						
	雑		収		入			1,084			
	営	業	外	費	用						
支		払	利	息							
社		債	利	息							
社	債	発	行	費							
為	替		差	損							
雑		支		出			1,664				
経	常	利	益				6,605				
特	別	利	益								
固	定	資	産	売	却	益	50				
投	資	有	価	証	券	売	却	益	29	79	
特	別	損	失								
固	定	資	産	売	却	損	5	5			
税	引	前	当	期	純	利	益			6,680	
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	280
法	人	税	等	調	整	額	△4	276			
当	期	純	利	益				6,403			

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,316	11,582	1,426	89,075	△482	112,917
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△6,835		△6,835
当 期 純 利 益				6,403		6,403
自 己 株 式 の 取 得					△10,001	△10,001
自 己 株 式 の 処 分				△1	10	8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△433	△9,991	△10,424
当 期 末 残 高	11,316	11,582	1,426	88,641	△10,473	102,492

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	17,175	17,175	161	130,254
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△6,835
当 期 純 利 益				6,403
自 己 株 式 の 取 得				△10,001
自 己 株 式 の 処 分				8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△5,023	△5,023	△8	△5,031
当 期 変 動 額 合 計	△5,023	△5,023	△8	△15,456
当 期 末 残 高	12,152	12,152	152	114,797

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

項 目	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	50	15	92,000	△2,989	89,075
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△6,835	△6,835
当 期 純 利 益				6,403	6,403
自 己 株 式 の 処 分				△1	△1
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△0		0	-
当 期 変 動 額 合 計		△0		△433	△433
当 期 末 残 高	50	14	92,000	△3,422	88,641

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- a. 満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）
- b. 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法
- c. その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 運用目的の金銭の信託

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	10～20年
機械及び装置	7～12年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	5～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。
- ④ 執行役員退職慰労引当金……………執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、執行役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業については、自社保有物件を活用し物流周辺事業を主とした事業用地の取得や商業スペースの不動産賃貸を行っております。当該不動産賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3か月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象……借入金及び売掛金

c. ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

d. ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,959百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	28,201百万円
長期金銭債権	43,419百万円
短期金銭債務	27,668百万円
長期金銭債務	30百万円
(3) 流動化による売掛債権譲渡高	
売掛債権譲渡高	2,441百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益高	8,438百万円
営業原価高	71百万円
営業取引以外の取引による取引高	1百万円

4. 収益認識に関する注記

収益を理解するために基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	増	加	減	少	当 期 末 株 式 数
普通株式（株）	176,223	5,421,913		3,764		5,594,372

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	989,244株
取締役会の決議に基づく自己株式の取得	4,432,100株
単元未満株式の買取りによる取得	569株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	3,700株
単元未満株式の買増による減少	64株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	13百万円
未払事業税	7百万円
減損損失	0百万円
長期未払金	35百万円
子会社株式評価損	435百万円
新株予約権	48百万円
会社分割に係る子会社株式	767百万円
その他有価証券評価差額金	5百万円
譲渡損益調整	138百万円
子会社の資本剰余金処分による子会社株式増加	214百万円
その他	87百万円
繰延税金資産小計	1,753百万円
評価性引当額	△826百万円
繰延税金負債との相殺	△926百万円
繰延税金資産合計	- 百万円

(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△5,599百万円
譲渡損益調整	△337百万円
その他	△7百万円
繰延税金負債小計	△5,944百万円
繰延税金資産との相殺	926百万円
繰延税金負債合計	△5,017百万円
繰延税金負債の純額	△5,017百万円

子会社及び関連会社等

会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
日本梱包運輸倉庫(株)	100	子会社	設備資金の貸付	12,000	短期貸付金	6,500
			設備資金の回収	6,000	長期貸付金	34,200
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	90,810	預り金	6,653
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	92,149		
(株)オートテクニック ジャパン	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	22,592	預り金	3,943
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	23,158		
日本運輸(株)	100	子会社	設備資金の貸付	500	短期貸付金	810
			設備資金の回収	760	長期貸付金	2,805
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	15,355	預り金	4,150
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	15,341		
(株)日本陸送	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	14,038	預り金	2,419
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	14,491		
(株)イトー急行	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	9,411	預り金	1,019
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	9,100		

会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
(株)メイコン	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	5,065	預り金	836
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	5,090		
PT.NIPPON KONPO INDONESIA	95	子会社	設備資金の貸付	1,302	短期貸付金	146
			設備資金の回収	-	長期貸付金	2,960
NK NORTH AMERICA INC.	100	子会社	M&A資金、設備資金の貸付	18,869	短期貸付金	17,601
			設備資金の回収	19	長期貸付金	485

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金及び預り金の金利については、市場の実勢金利を勘案し、合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 948円38銭

1株当たり当期純利益金額 51円84銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 47円67銭

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、1株を2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ニッコンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 坂 真 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ニッコンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田坂 真子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

ニッコンホールディングス株式会社

監 査 等 委 員 会

監 査 等 委 員 奥 田 哲 也 ㊞

常勤監査等委員 川 崎 秀 樹 ㊞

監 査 等 委 員 武 田 佳 奈 子 ㊞

(注) 監査等委員 奥田哲也及び武田佳奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 東京都中央区明石町 6 番 17 号
 ニッコンホールディングス株式会社
 本社 5 階 会議室
 TEL 03-3541-5330



交 通…… 東京メトロ ●日比谷線 築地駅 3a 番出口より徒歩 10 分
 ●有楽町線 新富町駅 6 番出口より徒歩 10 分
 都営バス ●東京駅 八重洲南口 11 番乗場
 深川車庫前行(東15)明石町バス停より徒歩 2 分
 ○駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。